

子ども・子育て支援新制度 が始まります！

一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会を目指して
平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。

未定稿

今後国の動向により内容を変更する
可能性があります。

子ども・子育て支援新制度とは？

子ども、子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていくために、
社会全体で子ども、子育て世帯を支えていく環境づくりを進めていく制度です。子どもや子育て家庭の状況に
応じたさまざまな支援を行います。

新制度でどう変わるの？

教育・保育の場を増やします！

新制度では、保育所や幼稚園などの施設のほか地域型保育などの多様な保育メニューを充実させて待機児童を解消することをめざします。

☆対象施設☆

保育所 (0~5歳)

保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。

現在八尾市内には36施設（公立7施設、民間29施設）があります。

幼稚園 (3~5歳)

3歳から小学校入学までの幼児が、さまざまな遊びを通じた教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる学校です。

現在八尾市内には26園（公立19園、私立7園）があります。

認定こども園 (0~5歳)

幼稚園と保育所の機能と子育て支援を合わせもつ施設です。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

現在八尾市内には、認定こども園はありませんが、新制度では認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行を促進するなど、普及を図っていきます。

なお、公立の幼稚園と保育所のついては、認定こども園に移行することをめざして、現在検討しているところです。

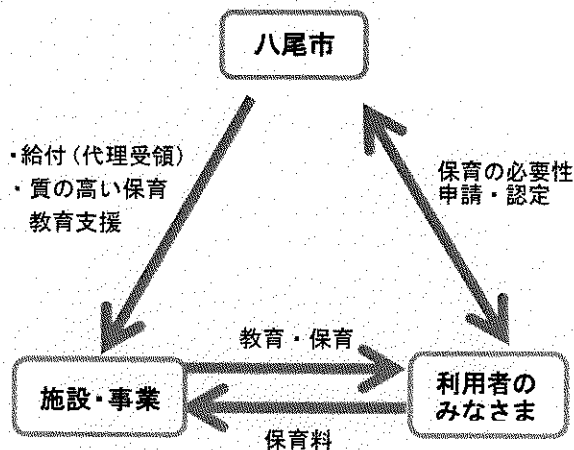
☆対象事業☆

地域型保育 (0~2歳)

施設より少人数の単位（19名以下）で、0~2歳の子どもを預かる事業です。新制度では、新たな市町村の認可事業となります。

- 小規模保育 ○家庭的保育 ○事業所内保育 ○居宅訪問型保育

八尾市においては、これらの事業をどのように取り組んでいくか、現在検討しているところです。



子ども・子育て支援給付イメージ

新制度でどう変わるの？

地域の子育て支援を充実させます！

新制度では、共働き世帯だけでなく、すべての子育て世帯を支援します。
利用方法や利用料等については、現在検討しています。

出産・育児支援

妊娠期間中に健康診査を実施し、健康の維持増進を図ります。
生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て情報の提供などサポートします。

地域子育て支援

公共施設や保育所等の地域の身近なところで、子育て中の親子が気軽に交流し、子育て相談ができる場所を増やします。

利用者支援

子どもと保護者が、必要な子育て支援を選択して円滑に利用できるように情報の提供や相談・援助などをします。

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など子育て家庭のニーズに合わせて、保育所や幼稚園等に施設で、お子さんを一時的に預かります。

延長保育

保護者の就労状況等により、保育所や幼稚園等の通常の保育時間を超え、延長してお子さんを預かります。

病児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所などで預かります。

放課後児童室（学童）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の教室や専用施設で過ごします。

子育て援助活動支援

子育てに不安や悩みを抱えている家庭へ訪問し、相談・アドバイスを行います。
一時的に家庭での養育が困難な場合には、子育て短期支援事業（ショートステイ等）を実施します。地域での子育て相互援助活動として、ファミリーサポートセンター事業を実施します。

新制度でどう変わるの？

施設の利用には、教育・保育の認定申請が必要となります！

新制度では、幼稚園や保育所等の利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた『認定』の申請をする必要があります。

実際の手続きについては、認定申請時に利用申込みと同時申請できるため、従来の手続きと概ね変更はありません。

1. 認定の種類

| 認定区分 | 対象となる子ども | 利用できる施設 |
|------|-----------------------------------|---------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の子ども | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の子どもで保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の子どもで保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども | 保育所、認定こども園 地域型保育 |

※ 2号認定・3号認定を受けるためには、保護者の就労（フルタイム、パートタイム）、妊娠、出産、保護者の疾病や障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧など市が定める要件に該当する必要があります。

2. 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受けられる方は、保育の必要量に応じて、さらに下記の区分に分けられます。

保育の必要量

(A)「保育標準時間」⇒ フルタイム就労を想定した利用時間

(B)「保育短時間」⇒ パートタイム就労を想定した利用時間

※「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

3. 利用料（保育料等）について

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設の利用料金（保育料等）は、利用者の所得に応じた負担（応能負担）が基本となり、市町村が定めます。また、施設事業者は、一定要件のもとで、必要経費（入園料等）を市町村が定める額に加えて徴収することができます。

なお、本市の保育料の金額については、現在国の考え方をふまえながら検討しているところです。

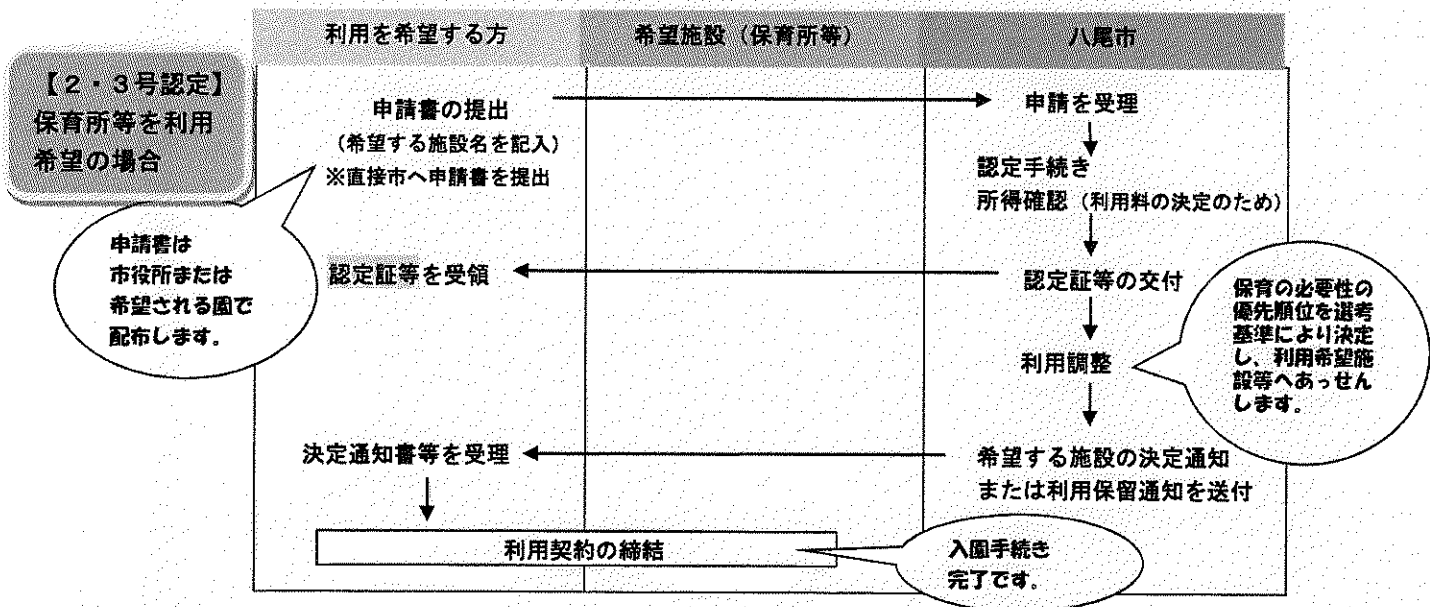
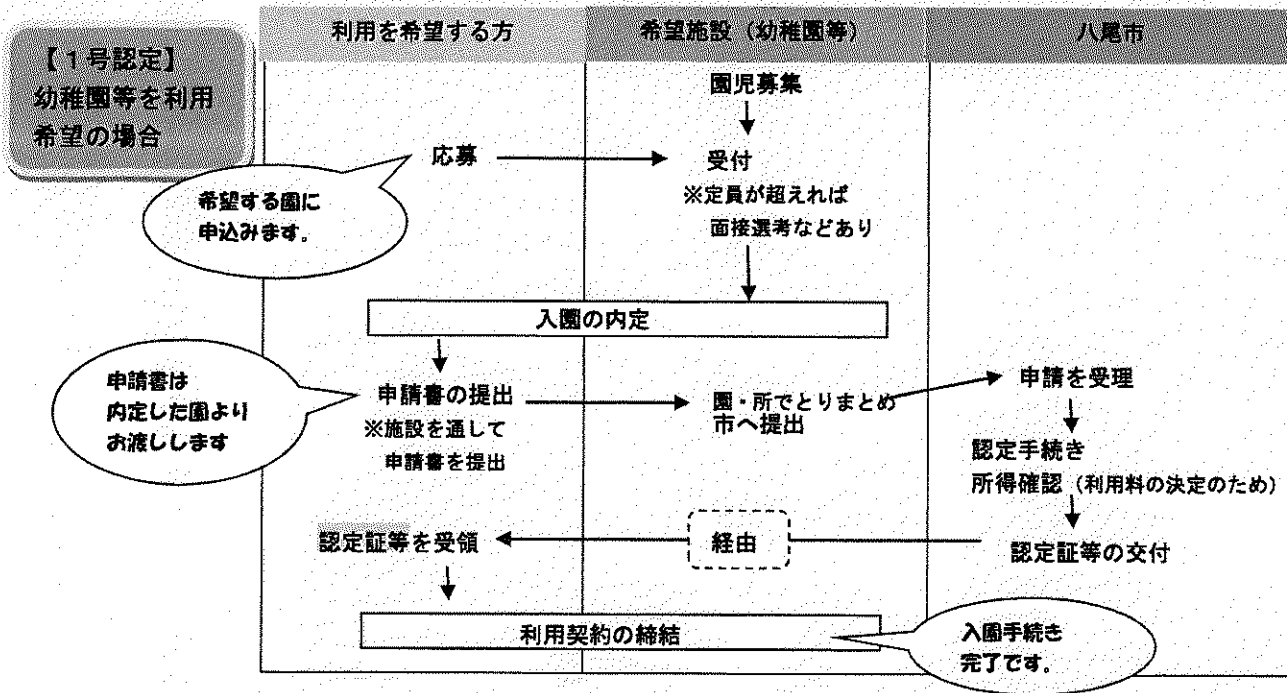
4. 利用手続きの流れ

平成27年度に幼稚園・保育所等の施設を利用する場合は、「認定」申請の手続きが必要になります。申請の手続きについては右記の手順のとおりとなります。

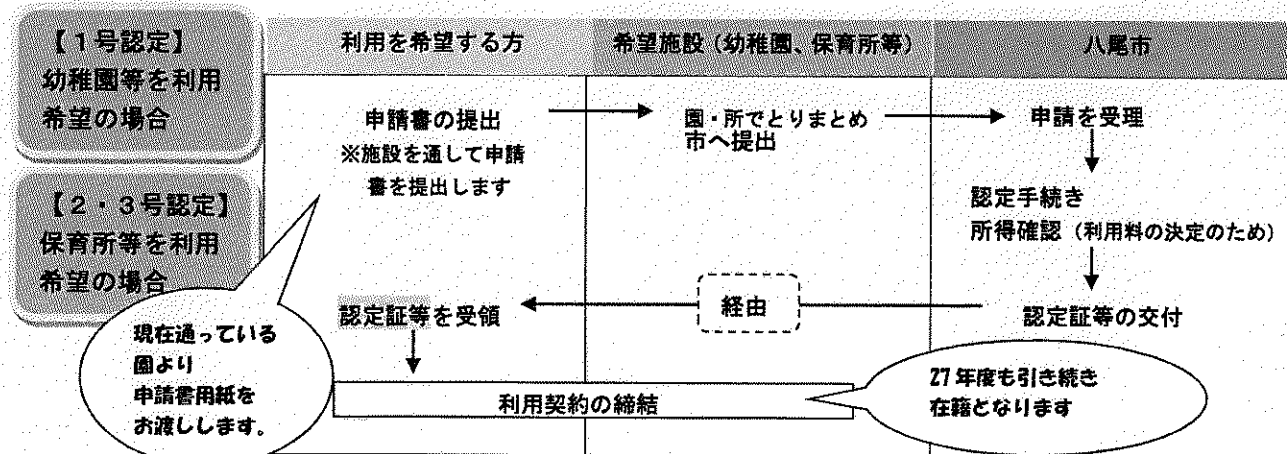


新制度へ移行しない私立幼稚園については、新制度における認定手続きは必要ありません。そのため申込みについては、従来どおり直接園にすることになり、利用料（保育料等）は園が設定します（就園奨励費補助制度は継続される予定です）

平成 27 年 4 月から新たに施設等を利用する場合



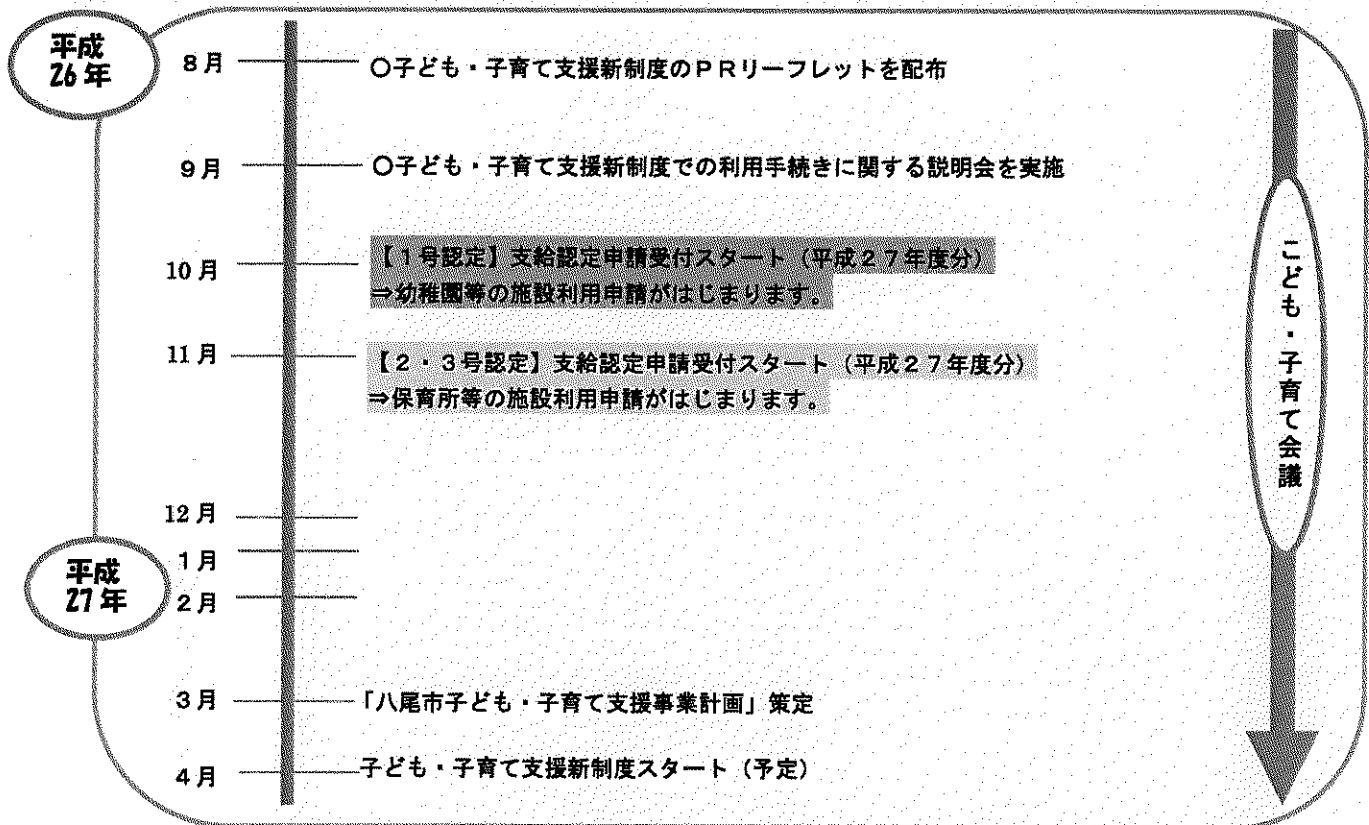
現在幼稚園や保育所等を利用して、平成 27 年度も引き続き同じ施設を利用する場合



新制度スタートまでの流れ



今後のスケジュール（予定）



※実施時期は現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

◇子育てニーズに対応するための検討

子ども・子育て会議

地域の子どもや、子育て家庭の状況、それぞれのニーズに応じた子ども・子育ての支援を行っていくため、有識者、子育ての当事者である保護者、子育て支援者、教育・保育関係者からなる審議会を設置し、幅広い意見を取り入れながら、八尾市における子ども・子育て支援に関する施策の推進にあたっての審議をすすめています。

八尾市子ども・子育て支援事業計画の策定

市民の皆さまの子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、国の基本指針等を踏まえ、各種事業の需要の見込み量、提供体制の確保の内容、実施時期等を盛り込んだ「八尾市子ども・子育て支援事業計画」（5年計画）の策定を進めます。子ども・子育て支援新制度の実施に向け、必要な準備を着実に進めていきます。

【お問い合わせ先】

八尾市役所 子ども未来部
〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

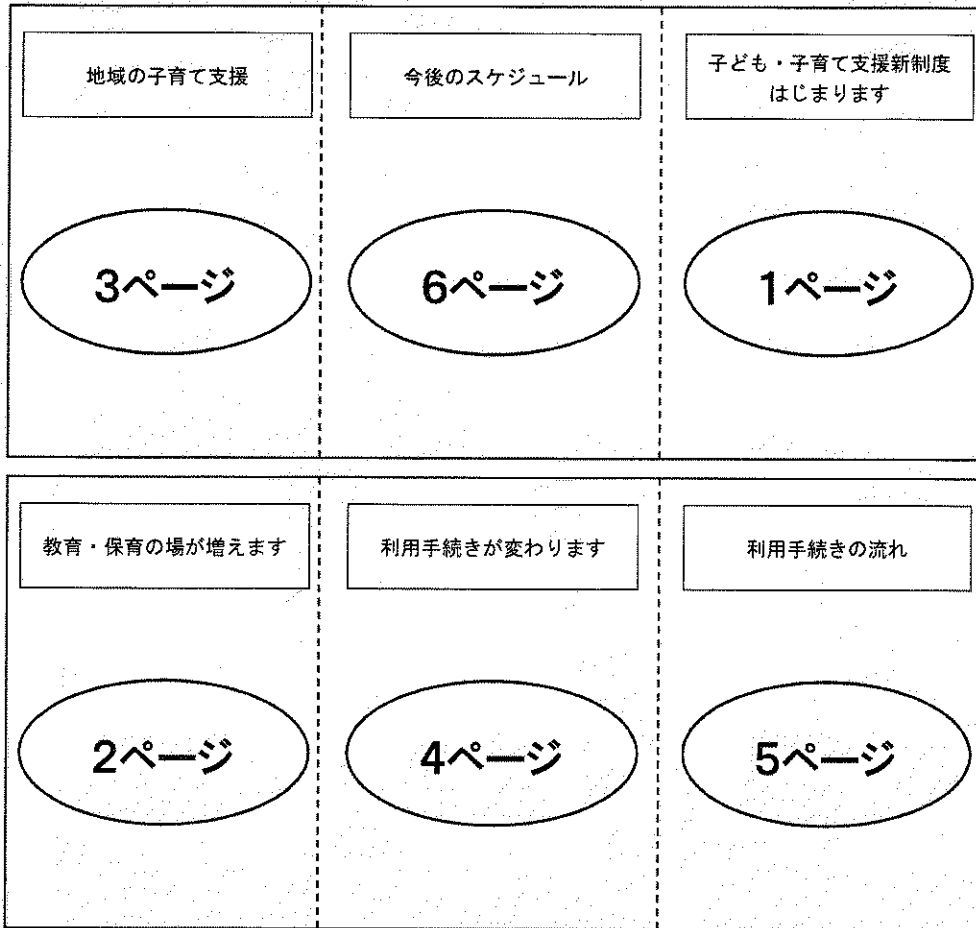
●制度全般については
子ども政策課 TEL：072-924-3988

●施設利用については
子ども施設課 TEL：072-924-8529

子ども・子育て支援新制度の最新情報については

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

○ 新制度周知パンフレット レイアウトイメージ ○



・片側観音折で製本

